

## 1. 障害者に関する法律や制度の動向

障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

表 障害者に関する国や大阪府、岸和田市の動向一覧

年	国	大阪府		岸和田市	
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	重点施策実施 5 か 年 計 画	第3次大阪府障がい者計画	者 計 画 市 障 害 者 計 画 岸 和 田 市	
H19	◇障害者権利条約署名			岸和田市第2次障害者計画	第1期岸和田市 障害者福祉計画
H20	◇児童福祉法の改正				
H21					
H22					
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行 ◇スポーツ基本法	重点施策実施5 か 年 計 画	大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行	第2期岸和田市 障害福祉計画	
H24	◇障害者虐待防止法の施行				
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画 (第2次)	第4次大阪府障がい者計画	第3次岸和田市 障害福祉計画	
H26	◇障害者権利条約の批准				
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行				
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇成年後見制度の促進に関する法律の施行				
H29			画 改 定 第4次大阪府障がい者計	第4次 岸和田市 障害者計画	第4期岸和田市 障害福祉計画

岸和田市においては、平成9年度に「岸和田市障害者計画」を策定して以来、平成19年度に「第2次岸和田市障害者計画」、平成24年度に「第3次岸和田市障害者計画」を策定し、『だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会』の実現を基本理念として、各種障害者施策を進めてきています。

特にH24以降の法律や制度については、第4次障害者計画の策定に当たっては、動向等を踏まえることが重要です。

## ① 「障害者総合支援法」の施行と改正

障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障害児への支援も強化されています。

“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

### ◆障害者総合支援法及び児童福祉法の改正案が閣議決定◆施行期日：平成30年4月1日

#### 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

#### 概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

地域生活への円滑な移行支援  
障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

障害児福祉計画の策定

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

## ② 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

## ③ 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっています。

#### ④ 「障害者虐待防止法」が成立

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として平成24年に施行され、国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害者を雇用する者は、障害者虐待の防止等に努めなければならないことや、障害者虐待を発見した者には通報を義務付けるなどの具体的な対策を定めています。

#### ⑤ 「成年後見制度の促進に関する法律」が施行

認知症や知的障害など判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務づけ、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

#### ⑥ 「障害者基本計画」の策定

「障害者基本法」に基づく計画として、国における障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定されました。この計画は平成25年度から平成29年度までの、おおむね5年間を計画期間としています。

また、障害者基本法改正（平成23年）、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ施策分野の新設及び既存分野の施策の見直しが行われ、成果目標の設定及び計画の推進体制が強化されています。

#### ⑦ 「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の策定

障がいを理由とする差別について府民の皆様の関心と理解を深めるため、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載したガイドラインを策定。

#### ⑧ 「大阪府障がい者差別解消条例」の施行

「障害者差別解消法」を受けて「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざし、つくられました。

条例では、相談と解決の仕組みをはじめ差別をなくすために必要で大事なことを定めています。

## 2. 第4次岸和田市障害者計画の位置づけ

### ◆「障害者計画」と「障害福祉計画」◆

「障害者計画」（＝岸和田市障害者計画）は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」（＝岸和田市障害福祉計画）は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害者計画」は、本市における障害者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画です。

#### 障害者基本法

第十一条三 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### 障害者総合支援法

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法
計画期間	中長期	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

